

(平成25年3月13日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認北海道地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

厚生年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 4件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 9 月 21 日から 38 年 2 月 26 日まで  
② 昭和 38 年 11 月 1 日から 40 年 2 月 12 日まで

私の年金記録によると、申立期間について、厚生年金保険の脱退手当金を受給したことになっている。若い頃、私は厚生年金保険の制度に知識が無く、脱退手当金をもらえるとは知らなかったため、脱退手当金を請求し、受け取ったことはない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の最終事業所における厚生年金保険加入期間は脱退手当金の受給要件である 24 か月に満たない 15 か月であるとともに、申立期間に係る脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年後の昭和 41 年 1 月 28 日に支給決定されたこととなっていることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を請求する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、両申立期間の間にある被保険者期間がその計算の基礎とされておらず未請求となっており、当該未請求の被保険者期間は両申立期間と同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは、事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成18年10月1日、資格喪失日が19年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月31日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とされない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月31日から同年4月1日まで

平成19年3月にA社を退職する際、残っていた年次有給休暇を取得したため、同社は、社会保険事務所（当時）に対し厚生年金保険被保険者資格喪失日を同年3月31日と誤って届け出た。その後、同社は、同喪失日を訂正する届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間は、年金額の計算の基礎とならない記録となっている。

給与明細書により、厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できるので、申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成18年10月1日、資格喪失日が19年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月31日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とされない期間と記録されている。

しかしながら、申立人から提出された給与明細書、当該事業所から提出されたタイムカード及び賃金台帳並びに当該事業所の回答により、申立人は、当該事業所に平成19年3月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書及び賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を43万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 51 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 9 日  
年金記録によると、A社から平成 17 年 12 月に支給された賞与の記録が無いので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書、A社が給与関係事務を委託していた行政事務所から提出された申立期間の賞与明細一覧表及び申立人の取引銀行から提出された申立人に係る普通預金元帳の記録により、申立人は、平成 17 年 12 月 9 日において、賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（43 万 5,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る保険料を納付したか否かについて不明としている上、A社は平成 24 年 6 月 \* 日に破産手続を開始していることから、破産管財人に照会したものの、破産処理に必要な書類以外は保管していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 北海道厚生年金 事案 4517

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和47年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月1日から同年8月1日まで

申立期間は、C社からA社に異動した時期であるが、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社が保管する申立人の人事記録及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、C社及びA社に継続して勤務し（昭和47年7月1日に、C社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年10月から平成17年9月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年10月から平成17年9月まで

私は、昭和49年頃、A市からB市に住民票を異動した際に、国民年金の加入手続をしたと記憶している。

その後転居したC市では、経営していた店に来ていた市役所の職員に国民年金保険料を納付していたが、保険料が納付できなくなった場合の相談をしたところ、申請免除の制度があることを教えてもらった。申立期間当時は経済的に厳しかったこともあり、昭和61年10月以降、毎年C市役所で、また、D市に転居後は同市市役所で夫婦二人分の免除の申請手続を全て私が行っていた。

申立期間が国民年金保険料の申請免除期間とされていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料について、毎年夫婦二人分の免除申請手続を全て自分が行っていたとしているが、i) 特殊台帳(マイクロフィルム)、オンライン記録、申立人が居住していたB市及びC市の国民年金被保険者名簿において、申立人は、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者となった昭和59年9月1日付けで国民年金の被保険者資格を喪失し、その後同資格を再取得した記録が確認できないこと、ii) 戸籍の附票により、平成13年7月3日付けで申立人がC市からD市に住所の変更を行っている記録が確認できるが、申立人のD市における国民年金被保険者名簿が確認できないこと、iii) 基礎年金番号制度が導入された9年1月以降、公的年金加入者に対して必ず付番される同番号について、申立人に対して19年11月6日に初めて付番されていることがオンライン記録により確認できることから、申立期間は国民年金に

未加入であり、国民年金保険料の免除申請を行うことはできなかったと考えられる。

また、B市の住民記録システム及び戸籍の附票により、申立人は、申立期間において複数の市にわたり住民票の異動を行っている記録が確認できるが、申立人が住所を定めていた全ての市において、申立人の年金記録のみ繰り返し誤った事務処理が行われていたとは考え難い上、申立人は、免除申請が行われた場合、社会保険事務所（当時）から市町村を経由して毎年度被保険者に通知される「免除承認（不承認）通知書」が送付された記憶もない。

さらに、申立期間は228か月と長期間であり、申立人が申立期間の国民年金保険料の免除申請を一緒に行っていたとする申立人の夫について、オンライン記録により、申立期間のうち、国民年金の被保険者であった昭和63年12月から平成16年2月までの国民年金保険料が未納とされている記録が確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年7月から61年3月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 7 月から 61 年 3 月まで

私は、友人から国民年金の話聞き、昭和 51 年 7 月に A 市役所で国民年金の加入手続を行った。その際に、同市役所の職員から付加年金に加入することを勧められて、同時に付加年金に加入し、その後、納付書を使用して金融機関の窓口で保険料を納付していた。

申立期間の国民年金付加保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 7 月に国民年金の加入手続を行った際に、同時に付加年金にも加入したと述べているところ、申立人に係る A 市の国民年金被保険者名簿に申立人が付加年金に加入したことを示す記載は無い上、同名簿及び同市の国民年金過年度納付記録簿の保険料納付に関する欄には、申立人が申立期間において定額保険料のみを納付していたことが記録されている。

また、申立人は、送付されてきた納付書のとおり国民年金保険料を納付していたと述べているところ、申立期間当時の A 市において、付加年金に加入していた場合の国民年金保険料の納付書は、定額保険料と付加保険料との合計金額が記載される取扱いとなっており、当該納付書により保険料を納付しながら、定額保険料のみが納付済みとなることは考え難いことから、申立人は、申立期間において付加年金に加入しておらず、定額保険料の金額のみが記載された納付書により保険料を納付していたものとするのが自然である。

さらに、申立期間は 117 か月と長期間であり、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月

A社に勤務していた期間は、B社において厚生年金保険に加入していたが、当該期間のうち、平成 15 年 4 月に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が確認できないので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社は、「A社に勤務する従業員の賞与については、毎年、4月ではなく、3月に支給している。申立人についても、平成 15 年 4 月に賞与を支給することは無い。」と回答している上、金融機関から提供された、申立人の当時の給与振込口座に係る預金元帳により、申立人は、平成 15 年 3 月 31 日に賞与の支給を受けたことが確認できる。

また、B社が加入する健康保険組合から提供された申立人に係る適用台帳において、平成 15 年 4 月の標準賞与額の記録は確認できない。

なお、総報酬制が導入され、支給された賞与に厚生年金保険料が賦課され、標準賞与額として記録されることとなったのは、平成 15 年 4 月 1 日からであり、同日前に支給された賞与については、年金額の計算の基礎とはならない。

このほか、申立人の申立期間に係る申立内容について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 4519 (事案 3994 及び 4381 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 2 月 27 日から 38 年 2 月 10 日まで  
② 昭和 38 年 4 月 1 日から同年 11 月 16 日まで  
③ 昭和 39 年 4 月 1 日から 40 年 8 月 1 日まで  
④ 昭和 40 年 10 月 27 日から 46 年 1 月 21 日まで

社会保険事務所(当時)から、申立期間については脱退手当金を支給済みとの回答を受けたが、脱退手当金を請求したことも受給したこともないことから、これまで2回にわたり年金記録の訂正を第三者委員会に申し立てたものの、いずれも認められないとの通知をもらった。

しかし、第三者委員会の通知には納得できないので、再度、申し立てる。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間④に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約3か月後の昭和46年4月27日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはいかたがえないうこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成23年7月15日及び24年8月24日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料を提出することなく、「脱退手当金を受給した記憶は無いので、第三者委員会の通知に納得できない。」と主張しているものの、これは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんにあたっての基本方針」(平成19年7月10日総務大臣決定)に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社

会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが、申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存在しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせるような事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、申立期間④に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失してから約3か月後に支給決定がなされていることなど、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在する一方、申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 4520（事案 1454 及び 3850 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 10 月 1 日から 60 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 60 年 4 月 1 日から 61 年 4 月 1 日まで

年金記録によると、A社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は昭和 58 年 1 月 10 日となっているが、同社には、60 年 3 月末まで勤務していたことから、これまで 2 回にわたって厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしいと申し立てたところ、一部の期間については申立てが認められたものの、申立期間①については認められなかった。

今回、昭和 61 年 4 月から国民年金保険料を納付していたことを確認できる資料が見つかったので、申立期間②を追加し、再度、申し立てる。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、A社の事業主は既に死亡している上、複数の同僚に照会したものの、申立期間①に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述が得られないことを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 11 月 13 日及び 23 年 6 月 3 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、昭和 61 年度国民年金保険料納付案内書及び同保険料領収書(写し)を提出し、「昭和 61 年 10 月又は同年 11 月頃に、妻が市役所に連絡したところ、同年 3 月末に厚生年金保険の被保険者でなくなっているため、同年 4 月まで遡って国民年金保険料を納付するように言われたことを思い出した。これは、申立期間①及び②について、A社において厚生年金保険の被保険者であったこと及び給与から同保険料を控除されていたことの証明である。」と主張している。

しかしながら、上記の資料からは、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料

が給与から控除されていたことを確認することはできない上、当時、B市が作成した昭和61年度に係る国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金の被保険者資格取得日は、58年1月10日と記録されており、申立人の申立内容を確認することはできないことから、申立人の主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 12 月 25 日から 62 年 3 月 18 日まで  
② 昭和 62 年 12 月 25 日から 63 年 3 月 18 日まで  
③ 昭和 63 年 12 月 25 日から平成元年 3 月 18 日まで  
④ 平成元年 12 月 25 日から 2 年 3 月 17 日まで  
⑤ 平成 3 年 12 月 11 日から 4 年 3 月 13 日まで  
⑥ 平成 4 年 12 月 24 日から 5 年 3 月 12 日まで  
⑦ 平成 5 年 12 月 4 日から 6 年 3 月 25 日まで  
⑧ 平成 6 年 12 月 8 日から 7 年 3 月 10 日まで  
⑨ 平成 7 年 12 月 14 日から 8 年 3 月 11 日まで

申立期間①から⑨まで、A町役場の臨時職員として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

全ての申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A町役場から提出された辞令簿及び同僚の供述により、申立人は、申立期間①から⑨までにおいて、同町役場に臨時職員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A町役場は、「申立期間に係る厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認できる資料は無く、当時の状況は不明である。」と回答している。

また、申立人及びA町役場が名前を挙げた当時の社会保険事務担当者は、「当時は、採用した臨時職員のうち、一部の者についてのみ、厚生年金保険に加入させていた。その後、正確な時期までは覚えていないものの、臨時職員全員を



採用と同時に同保険に加入させるようになった。」と供述しているとともに、同町役場では、「辞令簿により、申立期間①から⑨までに雇用した臨時職員数を確認したところ、それぞれ13人から25人であった。」と回答しているところ、同町役場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）及びオンライン記録によると、申立期間①から⑨までにおける厚生年金保険の被保険者数は、同町役場が雇用していたとする臨時職員数よりも、それぞれ4人から19人少ないことが確認できることから、当時、同町役場では、採用した臨時職員全員を一律に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったものと推認できる。

さらに、申立人が名前を挙げた同職種の同僚は、A町役場に係る被保険者原票及びオンライン記録によると、同町役場において厚生年金保険の被保険者であった記録は確認できない上、同人に照会したものの、協力が得られないことから、オンライン記録により、申立人が同保険の被保険者資格を取得した平成10年12月16日と同日に、同町役場において同保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、かつ、申立人と同様に、冬期間の季節的業務と考えられる3か月間程度の被保険者記録となっている同僚5人に照会し、3人から回答が得られたところ、いずれも「平成10年12月以前にも、数年間程度、申立人と同じ業務に従事していたが、申立人と同じく、その期間の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。」と供述しているとともに、当該3人のうち1人は、「厚生年金保険の被保険者記録が無い期間は、A町役場から同保険の加入についての説明は無かったが、平成10年12月に採用された際には、同保険に加入することになったと説明された。」と供述している。

加えて、申立人に係る被保険者原票及び全国健康保険協会から提供された任意継続被保険者記録照会票の写しにより、申立人は、申立期間①から⑨までのうち、一部の期間（申立期間⑤のうち平成4年2月11日から同年3月13日までの期間）を除く期間について、健康保険の任意継続被保険者であったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①から⑨までに係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。